

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会職員退職手当支給規程

平成27年 3月26日(全部改正)
令和5年 3月 8日(一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会職員給与規程第27条の規定により、職員の退職手当の支給に関する事項を定めることとする。

(適用範囲)

第2条 この規定による退職手当は、就業規程第2条第1項に規定する職員が1年以上勤務して退職した場合には、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)に支給する。

(退職手当の支払)

第2条の2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならぬ。ただし、社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会(以下「職員共済会」という。)が支給する退職一時金、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(自己都合による退職の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職者に対する退職手当の額は、第4条又は第5条の規定に該当する場合を除き、退職日における給料月額に、次の勤続期間区分による割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者で、次の各号に該当する者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し定年により退職した者(就業規程第23条第1項に規定する退職をいう。)の退職手当の額は、退職の日における給料月額に次の勤

続期間区分による割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、又は死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 組織の改廃若しくは予算の減少による廃職により退職した者、業務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続し定年退職した者の退職手当の額は、退職の日における給料月額に、次の勤続期間区分による割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額にかかる特例）

第5条の2 退職した者の在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額を改定する規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いものの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(退職手当の最高限度額等)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月まで引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、6ヶ月未満のときは切り捨て6ヶ月以上のときはこれを1年とする。
- 3 前2項の規定による在職期間のうちに、就業規程第19条に規定する休業期間及び第21条に規定する休職期間については、勤続期間に算入しない。

(退職手当の支給制限)

第8条 就業規程第38条の規定に基づき、懲戒免職となった者には退職手当を支給しない。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第9条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

(退職手当の支払の差止め)

第10条 退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、その者が逮捕されたとき又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときで、その者に対し退職手当を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- 2 退職手当の差し止めの手続き、その他差し止めに関し必要な事項は会長が定める。

(退職手当の返納)

第11条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、既に支給した退職手当の返納を求めることができる。

- 2 退職手当の返納の手続き、その他返納に関し必要な事項は会長が定める。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第12条 職員の退職が労働基準法第20条の規定に該当する場合の給付は、退職手當に含まれるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第 13 条 第 2 条に規定する遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条の規定に基づくものとする。

(資金の積立)

第 14 条 退職手当の支給に必要な資金は、これを退職給与積立金及び職員共済会に加入するなどにより準備するものとする。

(退職手当の額の端数処理)

第 15 条 退職手当の計算において 1,000 円未満の端数があるときは、これを 1,000 円に切り上げるものとする。

(委 任)

第 16 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、35 年以下の期間勤務した者に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。
- 3 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 5 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 4 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で、第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定により計算した額に附則第 2 項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 5 条の規定に該当する退職をしたものとして、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 2 項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日施行職員給与規程附則第 2 項による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。